

緑の青年就業準備給付金事業

(平成28年度 当初予算額 280百万円)
(平成27年度 当初予算額 319百万円)

- 林業への就業に向け、林業大学校等において、必要な知識の習得等を行い、将来的に林業経営をも担い得る有望な人材として期待される青年に対して、安心して研修に専念できるよう給付金を給付。

【給付額】最大150万円/年(最長2年間)

◇ 事業の仕組み

【給付金対象の研修機関】

【林大がある府県】

林業大学校

・座学と実地研修を実施



【林大がない都道府県】

研修施設等

・座学を担当



林業事業体

・実地研修を担当



- 1 研修期間が概ね1年かつ
概ね年間1,200時間以上
- 2 研修期間を通して林業への就業に必要な技術や知識を習得
- 3 都道府県が適切と認めた研修機関等
等

【対象者の要件】

- 1 林業に就業し、将来的にはその中核を担う強い意欲を有している
- 2 就業予定時の年齢が原則45歳未満
- 3 常用雇用の雇用契約を締結していない
- 4 原則として生活費の確保を目的とした国の他の事業(生活保護、求職者支援制度など)による給付等を受けていない 等

【対象者の義務】

(違反した場合は給付金の一部又は全額返還)

- 1 研修終了後1年以内に林業分野へ就業しなかった場合
- 2 林業分野への就業を給付期間の1.5倍又は2年間のいずれか長い期間継続しない場合
- 3 研修を受けなかった場合
- 4 必要な報告を行わなかった場合
- 5 虚偽の申請等を行った場合 等

【研修中】・研修状況報告(年2回)

【就業時】・就業報告(1か月以内)

【就業中】・就業状況報告(年2回)

等

【将来の姿】

・経営の中核を担う

現場を指揮



コスト管理